

核軍縮推進の基盤作り：東アジアの視点

はじめに

2000年代後半以降、核軍縮に向けた取組みの重要性が再び強調されている。2007年のウォールストリート・ジャーナルの4人の指導者による論説記事を皮切りに、多くの世界的リーダーが核兵器のない世界を目指す必要性について声を上げた。2008年、オーストラリアと日本の政府は核不拡散・核軍縮に関する国際委員会を設立し、オーストラリアの外務貿易大臣を務めたギャレス・エバンスと日本からは元外務大臣の川口順子が共同議長に就任した。2009年にプラハで行った演説の中で、バラク・オバマ米大統領は、米国が核兵器なき世界の実現に向けて再び取り組んでいくと表明した。2010年に合意した新 START（新戦略兵器削減条約）の下、米国とロシアは戦略的核兵器備蓄を1,550弾頭、弾道ミサイル等の運搬手段の配備数を700基（保有は800基上限）まで削減することに合意した。両国によって条約義務が履行されれば、核兵器の合計数は1980年代ピークの4分の1まで減少することになる。2010年 NPT 運用検討会議は、核軍縮、不拡散、そして原子力の平和的利用の推進に向けた64の具体的ステップを含む行動計画を採択することに成功した。同会議は核兵器国に対して、透明性、不可逆性、検証可能性の原則による軍縮への努力を強化するよう促した。2010年 NPT 運用検討会議の最終文書はまた、核兵器の使用について人道的見地から言及し、これはその後、核戦争の人道上の影響に関する一連の会議に発展した。

しかしながら、多くの地域での緊張の高まりは、核軍縮に対する障害となっている。地域的な安全保障環境の悪化と一部地域における核競争の激化もまた、核なき世界の先行きに影を落としている。特に、南アジア、中東、東アジアの状況には注意を要する。北朝鮮による核実験やミサイル発射並びにその挑発的な外交政策、東アジアにおける緊張の高まり、イランの核開発プログラムの本質を巡る問題などが懸念として挙げられよう。こうした懸念はいずれも完全には払拭されておらず、継続しているだけでなく悪化している側面もある。インドとパキスタンでは核競争が激化している。

そして、ウクライナとロシア間の緊張は、欧州の安全保障環境に暗雲を投げ掛けている。次回ラウンドの米ロ軍縮交渉についても、特にロシアによるクリミア編入やウクライナの不安定化をもたらす執拗な圧力を踏まえれば、その見通しは悲観的である。米国とロシアはその核兵器保有量において世界的に抜きんでおり、核兵器削減では引き続き主導的役割を果たしている。しかし、軍縮を巡るこの二国間関係は、新 START プロセス後に大きな課題に直面するだろう。両国は新 START 後の核軍縮交渉のアジェンダについては合意していない。

こうした困難は、多国間フォーラムでの軍縮に関する協議や対話が、核軍縮への機運の盛り上がりや具体策の策定には不十分であることを窺わせている。

NPT（核兵器不拡散条約）の運用検討プロセスは、核兵器全廃に向けた施策と方向性を協

議する上で最も普遍的かつ正統な多国間フォーラムである（一部の核兵器国は NPT に調印していないが）。NPT は軍縮をめぐる議論の普遍的なトレンドを作り出し、規範を確立する。NPT 運用検討会議において採択された決定と行動計画は、NPT 加盟国を政治的に拘束する。しかしながら、決定と行動計画の実施は各加盟国の判断に委ねられており、さらにこうした決定等はインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮（議論の余地があるが）などの非加盟核兵器国を拘束するものではない。NPT は核軍縮構想を実施するためのプラットフォームというよりは、一般的トレンドと規範を設定するためのフォーラムとして機能している。

実際には、NPT プロセスがトレンドと規範を生み出しているのに対して、核兵器の実質的な削減における主な成果は、米国とソ連／ロシアとの間の二国間軍縮交渉を通じて達成されている。他の核兵器国は正式な核軍縮プロセスには関わっていない。

核兵器国の安全保障戦略および政策における核兵器の役割は、それらの国々の戦略的優先事項の違いからそれぞれ異なっている。戦略的優先事項が国家の環境上の戦略的提携に依存するとすれば、国家戦略における核兵器の役割も当然ながら異なってくる。非核兵器国にとって、安全保障政策の視点での核兵器の役割は、核兵器国との関係並びに安全保障環境での自国の立場によってさまざまである。このことは、すべての核武装国が満足する核軍縮の万能薬を見出すことの難しさを浮き彫りにしている。核武装国すべてを共通の規範と規則で縛るのではなく、地域の安全保障という枠組みの中で核軍縮のインセンティブに働きかけることが、核軍縮の推進に向けた具体的手法を考える上で不可欠である。

このことは特にアジアに当てはまる。アジアは現在、戦略的不確実性が高い時代に突入している。中国を始めとする多くの国々は軍事力を増強させており、東シナ海と南シナ海では領海をめぐる緊張が激化、そして歴史認識の相違は地域主要国間の関係を悪化させている。

現在まで、国際的な委員会、パネル、民間のイニシアティブがさらなる核軍縮のための有益な提案を行い、さまざまな報告書を送り出してきた。しかし、政治的な機微やこうしたグループの内部でコンセンサスを得ることの難しさを背景に、こうしたイニシアティブは核軍縮の中心的なアジェンダとして地域の戦略的枠組みについて十分に検討してこなかった。核軍縮の行程を、核不拡散・核軍縮に関する国際委員会の報告書が示したように最小化段階と廃絶段階に分けられるとすれば、本稿では地域の安全保障の観点から、核軍縮における米国とロシア以外の核兵器国による、多国間の核軍縮にむけた最小化段階戦略策定の基盤づくりに向けた作業に重点を置いている。東アジアにおける核兵器管理と軍縮の実現プロセスには、多国間協議での地域の安全保障に関する緊張緩和と軍縮策の同時進行が求められるだろう。

1. 東アジアにおける戦略的環境の特徴

主要国間で核戦争が勃発するリスクは冷戦時代以降軽減されているが、東アジアの安全保障上の関係を形成する上で核兵器が果たす役割は依然として重要である。特に、同地域の安全保障上の環境に関する 3 つの特徴、すなわち高いレベルで核が密集していること、冷戦時代の消え去らない記憶、中国とその他アジア新興国の台頭による現状の変化が、地域

の核軍縮の取組みに影響を及ぼすおそれがある。

東アジアのすべての国は、核兵器を保有しているか核兵器国から安全保障を得ている。中国、ロシア、北朝鮮は核武装を行っており、米国は日本と韓国に対して両国の安全保障を担保する。

3回の核実験と複数回のミサイル発射を行っている北朝鮮は、核兵器の開発能力を着実に高めている。北朝鮮が日本、韓国、米国に対して核攻撃を仕掛ける確かな能力を既に身につけているかどうかは定かではないが、同国の行動が予測不可能であり、交渉から利益を導き出すため、北朝鮮との交渉に取り組もうとする他国の意欲につけ込んでいることを踏まえると、北朝鮮は明らかに地域の安定を脅かしている。この意味では、北朝鮮が持つ大量破壊兵器（WMD）の脅威は依然として、北東アジアの非核化を実現する上で対処すべき最も重要な問題となっている。確かではないが、北朝鮮は核爆発実験を行う能力と、核弾頭を12基（6から18基）製造するのに十分な量の分離プルトニウムを保有し、日本だけでなく米国領土に達し得る弾道ミサイルを発射する力を持っている可能性がある。また、北朝鮮は寧辺にウラン濃縮施設を保有している。追加的な施設は核分裂性物質の新たなソースとなり得る。

中国の核戦略については、200から300基の核弾頭を保有し、DF-3、DF-3、DF-5、DF-21、DF-31/31A 弾道ミサイルに100以上の弾頭を搭載している可能性がある。また、少なくとも3隻の晋型弾道ミサイル原子力潜水艦（SSBN）を保有、それぞれが12基のJL-2弾道ミサイルを搭載しており早くも年内には配備される模様である。中国の新たな道路移動式および海上基盤の弾道ミサイルの配備は、より強靱な報復能力を中国にもたらしそうである。

通常、ロシアは欧州正面を見据えてはいるが、非戦略核兵器をウラル山脈の東側に配備している。さらに、中国の弾道ミサイルの大幅な増加に言及し、このことを1987年中距離核戦略全廃（INF）条約から脱退する可能性の根拠としている。ロシアは現在、地域内での抑止力誇示を目的に新たな二段式RS-26大陸間弾道ミサイル並びに2,000キロ間地上発射巡航ミサイルを配備しており、米国政府はロシアがINF条約を回避または違反していると確信する。

一方、前方展開能力を有する米国のアジアにおける優位性は、アジア地域の安全保障秩序の大きな要素を占めている。日本や韓国などの非核兵器国もまた、米国の拡大抑止の恩恵を享受している。後述するが、米国の安全保障戦略における核兵器の重要性低下と通常戦力の重要性の高まりが議論されている中であって、核抑止力は引き続き米国の拡大抑止の重要要素となっている。東アジアの戦略的環境が変化する中、中国の軍事力台頭と米国のアジア「ピボット」実施における制約要因により、米国の同盟国やパートナーはより信頼のおける拡大抑止を求めている。

加えて、アジアの非核兵器国、すなわち日本や韓国、台湾は、民生用の原子力開発計画を強化している。日本はほぼフルスケールの核燃料サイクル能力を備えた唯一の非核兵器国であり、韓国は使用済み核燃料の再処理に関心を示し、一種の再処理技術である乾燥式再処理に関する独自の研究に取り組んでいる。こうした技術は核兵器利用可能物質の製造に

転用される可能性があり、潜在的な核兵器製造能力とみなされ、たとえ IAEA の保護の下にあっても他の国々にとってはある種の脅威と映るかもしれない。アジア諸国間の相互信頼感の欠如により、IAEA 保護措置下の原子力開発計画でさえ、国際社会にとっては安全保障上の懸念となる。この意味では、非核兵器国では最大である日本の核燃料サイクル開発プログラムは、分離プルトニウムの管理においてより責任のあるまたは信頼のおける計画が求められる。

経済発展が著しい東南アジアでは、ベトナムなどの一部の国は旺盛なエネルギー需要に応えるために原子力開発計画に関心を寄せている。中国の野心的な原子力発電の拡大計画により、アジアは核開発成長の中心地となっている。急速な経済発展はまた、軍事・民生の両方に利用可能なセンシティブな高度先端技術および品目の拡散リスクも高めている。

一般的な（核のない）政治上および安全保障上の環境に関しては、冷戦レトリックの名残りと共に（具体的には、ナショナリズムへの郷愁、分断された国家、勢力の均衡）、アジアは戦略的様相の劇的な変貌の時代に突入している。冷戦のような論理が、地域の全体的な政治上・安全保障上の環境に影を落としている。日本や韓国など、地域のパートナーである米国の同盟国は、アジアの安全保障における基本概念の根幹である。だが、歴史的遺産により、米国のアジア同盟国は、同盟国の間で効果的な安全保障上の関係を構築できていない。同様の理由から、日本と中国は持続可能な戦略的対話できていない。それどころか、東シナ海における歴史的背景と領土紛争の激化により、両国は他のアジア諸国に対する政治的影響力拡大と、戦後の国際秩序におけるそれぞれの立場の正当性についての米国の後ろ盾を得るために競い合っている。

中国の台頭は地域の戦略的環境を形成する重要な要素である。中国はその躍進が平和的なものであるとし、国際秩序を揺るがす意図がないことを表明している。その一方で、中国は米国との「大国関係の新たなモデル」を模索しており、その真意はいまだに他国にとっては明白ではない。日本、米国、その他の国々は、慎重ながらも、これを中国がアジアの主権を握りたいとの最大限の意思表示、あるいはアジアの戦略的關係における米国の優位性と介入姿勢に対する否定であるとみている。海上領域における中国の主張はそうした懸念を裏付けるものである。このことは、中国がアジアの国際的關係を形成する上で、地域における支配的大国としての優位性を確立したいのではとの疑惑が浮上させている。中国が国力の増大にともない地域の政治における影響力を高めたいとするのは自然かもしれないが、東シナ海と南シナ海において強制と圧力により現状を変えようとする海洋上での強引な姿勢は、当然のことながらアジアの安全保障環境の平和で安定的な構築に悪影響を及ぼしている。

このことはまた、米国との同盟あるいは安全保障上のパートナーシップの有用性を強化し、他のアジア諸国のより堅牢な防衛と執行能力の増強を正当化することになり、最終的にはアジアの軍拡競争に拍車をかけると思われる。実際、東南アジアは海上軍勢力増強のホットスポットとなっている（具体的には、ベトナムがロシアから原子力発電所の案件と共に潜水艦を購入したような事例もある）。そのような戦略的環境のなか、核兵器の抑止的役割は、依然として究極の保証ではあるものの、米ソの二極対立時代ほど大きくはない。むしろ、通常兵力による抑止の役割が高まっている。さらに、そうした状況の中で、非軍事的な外交術や対話が、地域の安全保障環境の不安定化を防止する上で最優先されている。

要約すれば、対話を一層推し進め、東アジアにおける核の脅威を軽減し軍縮を実現するための仕組み／処方を構築するには、地域当事国の核と通常兵器の戦略的関係並びにそれらのバランスについて取り組む必要がある。

2. 東アジアにおける軍縮のための対話に向けて

(1) 米国と中国の核兵器の非対称な関係に対処

下記の図表が示すように、東アジアにおける二大核保有国の核政策には大きな相違がみられる。冷戦時の超大国二国間の軍縮関係の経験と教訓を今日の東アジアの状況にそのまま当てはめるのは無理がある。

米国		中国
✓ 戦略弾頭 1,550 基 「配備済み」	核兵器備蓄	✓ 弾頭 300 基 「所有」 ✓ 主に中距離
✓ ロシアとの MAD ✓ 中国を競争相手国とは認識せず	核ドクトリン	✓ 最小限抑止から限定的抑止へ？ ✓ パリティを追求しない
✓ 信頼するが検証もする ✓ 国家の安全保障政策における核兵器の役割低下	軍縮の原則	✓ 宣言政策による信頼醸成 (NSA、NFU)
✓ 世界秩序の形成 ✓ 優位性により地域の安定維持	戦略的目的	✓ 行動の自由の場を拡大し地域政治における影響力行使（領土）
✓ 地域の不確実性に備え、前方展開 ✓ ミサイル防衛	通常戦力	✓ A2/AD 機能開発 ✓ 海上能力
✓ 拡大抑止	同盟国に対する保障	✓ 保証する同盟国はない

これまでのところ、中国にしても米国にしても軍縮協議には関心を示していないが、信頼醸成のための核政策や戦略的課題については、さまざまなレベルで戦略的対話が始まっている。だが、軍縮に向けた基準値を提供するための安定的な戦略的関係を結ぶ糸口は見えておらず、中国と米国は核軍縮に向けて協力し合えないかもしれない。

米国と中国が現在の非対称な核関係の下で、核の脅威軽減と権利剥奪につながる安定的な戦略的関係を構築するには、2つのパラドックス（矛盾）を解消しなければならない。

パラドックス I： 付与の要素としての対称性は安定に必要なのか：戦略的武力とドクトリンにおける「対称性」の追求は、米ソ冷戦時の戦略的安定における仮の勢力均衡を構築した。だが、中国は米国とのパリティを求めず他方米国は（表向きには）その脆弱性を認識していなければ、両国は非対称の下で安定を模索しなければならない。

パラドックス II： 非対称の戦略的関係には、絶妙なバランスを保つ安定性が必要かもしれない。だが、この特殊な関係における戦略的安定の概念の複雑さは、核兵器を保有する両国間に存在するギャップを浮き彫りにしている。その結果、懲罰的・拒否的両面での核兵

器と通常兵器のベスト・ミックスによる抑止力、並びに政治的・戦略的（あるいは軍事的）安定の組み合わせが、安定への追求において考慮される。中国と米国の戦略が変化するにつれ、安定は一種の動く標的であり、両国が安定状態に合意するには広範囲に及ぶ政治的駆け引きが必要になるだろう。

(2) 宣言的政策と軍縮の原則との関係

米国とロシアの軍縮プロセスを効果的に長続きさせた重要な要因の一つは、検証を通じての信頼醸成である。両国は二カ国間の戦略的安定を構築するために（あるいは構築するとの感触に双方で合意するために）、軍縮を効果のあるものにしたという原則を共有していた。しかし、これは米ロ両国が、戦略的原則である「相互確証破壊」そして軍縮の原則である「信頼するが検証もする」（中国はこの部分をまだ受け入れていない）と共に、「戦略的安定」状態に関する共通の認識／定義の下に、軍縮の範囲を明確に規定したからこそ可能であった。

東アジアでは、主要核保有国である中国、米国、ロシアの間で、何が安定した状態で何が軍縮の役割と手順であるかについて、相互に合意した概念が存在していない。核軍縮の基盤として米中間でより安定的な戦略的関係を確立するためには、核政策に関して相互が理解を深め関係と軍縮の原則について合意することが必要である。

(3) 米国の核態勢における核兵器の役割低下：核兵器－通常兵器のパラドックス

2010年のNPR（核態勢の見直し）に関する議論の中で、米国が核兵器の役割を抑制させる判断をするかどうかについて大きな関心が集まった。同盟国に対する米国の責務は核兵器の重要性を抑制することで達成できるとする意見があった一方で、現状維持を貫くべきとの主張も見られた。その結果、NPRは米国の核兵器の「基本的な役割」を「米国、同盟国、並びにパートナーへの核攻撃を抑止すること」とであると狭義に定義した。また、宣言政策の先行きを、「核攻撃の抑止が米国の核兵器保有の唯一の目的である」との方針に転換することが賢明である状況に関して、米国は同盟国やパートナーと協議していくとした。しかし同時に、「低い確率で、米国またはその同盟国やパートナーに対する通常兵器あるいはCBW（化学、生物兵器）による攻撃の抑止力として核兵器が役割を果たす可能性がある」とし、「唯一の目的」という表現の意味合いに踏み込むことはなかった。

2010年NPRはまた、通常兵器による即時全地球打撃能力に加え、ミサイル防衛協力、WMDへの対抗能力、通常戦力投射能力などの通常兵器の役割の重要性が拡大抑止において高まっていることを指摘した。また、「地域の安全保障構造を強化することは、核兵器の役割と数を低減しつつ、地域の抑止力を強化するための米国戦略の中核部分である」とした。

通常、そうしたトレンドは核兵器の役割低減の目的に有益であるが、不透明な部分については安定性・不安定性のパラドックスを回避するために適切に対処する必要がある。核による抑止力と比較して、通常兵器による抑止は戦略的計算において不確実性あるいは困難さを高める可能性がある。その理由として第1に、通常兵器は実際の利用において核兵器の動員よりもハードルが低いことが挙げられる。そして、通常兵器使用のメリットとデメリットを試算することは困難である。次に、ミサイル防衛（高度な長距離ミサイル攻撃に

対してはその能力は限定的でしかないが)と CPGS (通常兵器型即時全地球攻撃)を抑止手段に含めることは、戦略的安定を複雑化し、米国とその他の核兵器国との間の軍事ドクトリンの非対称をさらに拡大させることになるだろう。

戦略計算における広範囲のアプローチと目標による大きな相違は、敵対する両サイドにとって誤算や誤解の原因になるだろう。そして不必要で望まれていない状況の悪化を招くことになる。

(4) 中国の戦略的曖昧さ

中国の核兵器備蓄は比較的小規模であるが、抑止へのアプローチはその軍事力の曖昧さに依存するところが大きい。透明性の欠落は、質・量ともに劣る核兵器備蓄を埋め合わせるための中国の戦略的資産と見なされているといえる。それよりもむしろ、中国はそのドクトリンにおいて「透明性」を強調している。「2010年国防白書」の中で、「中国は一貫して、いかなる時、いかなる状況の下でも、先に核兵器を使用しないという政策を厳守し、非核兵器国と非核化地帯に対しては、無条件で核兵器を使用しないか、または核兵器の使用を持って威嚇しないことを明確に約束する」とし、先制使用放棄の方針を持続していると主張する。また、中国の弾頭はその運搬手段と結合していないとしている。核兵器備蓄の近代化は、確かにそうした宣言政策の持続可能性と信憑性に疑問を投げ掛けている。例えば、巡回中の潜水艦には核弾頭が運搬手段 (SLBM) と一体化されているため、SSBN (弾道ミサイル搭載原子力潜水艦) の導入は必然的に核兵器の “de-alert” (核兵器の即時警戒態勢解除) の原則を変えることになる。

中国はこの10年で可能であったとされる核兵器備蓄の増強を進展させていないが、別のアプローチでアジアでの軍事的影響力を拡大している。中国の接近阻止・領域拒否 (A2AD) 能力は一定の抑止効果がある。A2AD能力により、中国は比較的短期間に限定的な地域 (例えば諸島の最初の島) 一帯に軍隊を送り込むことができる一方、台湾の有事に備えて米国軍の配備機能を阻止することで、台湾を掌握するなどの戦略的 (または準戦略的) 目的を実現するための軍事行動を取ることができる。米国の4年ごとの国防計画の見直し (QDR) では、中国のA2AD能力の開発は米国の圧倒的な軍事力を弱体化させるとみており、米国の同盟国と安全保障のパートナーシップとの一体性を脅かし、米国の安全保障と影響力を低下させ、そして紛争の可能性を高める結果をもたらすおそれがあるとしている。

3. 安全保障の確保

現在、米国による安全保障の確保は、日本や韓国など NNWS (非核兵器国) の安全保障政策の重要な要素であり、前方展開能力と米国が東アジア諸国で果たしている全般的な安全保障の役割は地域の安定に寄与している。東アジア諸国が核兵器の役割を低減しようとするれば、NNWSは安全保障の確保のために別のアプローチを模索しなければならない。以下は対処すべきいくつかの課題である。

(1) 東アジアにおける非核兵器地帯の概念の有効性を検証

北東アジアは南アジアと共に、非核兵器地帯（NWFZ）協定が締結されていないアジアの地域である。他地域では、NWFZ 協定を通じて非核化が広がっている。これまでのところ、東南アジア、中央アジア、単独国家ではモンゴルが NWFZ として正式に認識されている。東アジアでは核兵器全廃に向けた一歩として NWFZ の考えが浮上するものの、正式な政治的／外交的議題にはなっていない。

非核兵器地帯の考えの根底には、核の非保有国に対する消極的安全保証（NSA）の提供がある。現在の東アジアにおける戦略的環境を考慮すると、核兵器国（NWS）によるそのような宣言政策は、自らの命運がそのような政治的・法的約束に委ねられてしまう非核兵器国（NNWS）の信頼に影響を及ぼすだろうか。ほとんどの提案では、それらが実現した場合、東アジアの非核兵器地帯は、NWS からの安全保証が約束される対象として、日本、韓国、北朝鮮をカバーすることを想定する。

他の NWFZ と比較した場合の東アジアの NWFZ の奇妙な点は、中国や北朝鮮を含む地域の核武装国が地域の戦略的ダイナミクスから分割できない内部のプレーヤーであるのに対して、他の NWFZ ではその地域の国々すべてが外部の NWS によって NSA を約束されていることである（注：この見解はほぼ間違いなく、中国を東南アジアの安全保障のダイナミクスにおける内部プレーヤーと捉える、もしくは世界の様々な地域での米国の世界的な役割を考える人々からは反論されるだろう）。

現在、日本と韓国は米国の核の傘の中にあり、とりわけ日本は、日米同盟を通じて中国と安定した戦略的關係または抑止的關係を模索している。中国を含むすべての核保有国は、日本と韓国が米国との拡大抑止關係を維持しながら、核兵器攻撃を受けないという保証を得るとの見方に同意できるだろうか。代わりに、両国は NSA を確保するのと引き換えに、米国の核の傘を放棄することを要求されるかもしれない。非核化地帯を通じての NSA は米国の拡大抑止よりも優れていると、両国は納得するのだろうか。あるいは、NNWS への安全保障確保の基盤構造として、地域の NNWS への脆弱性の感覚を提起することなく、非核化地帯に関する取り決めを通じて拡大抑止と NSA の共存から NSA へ段階的に移行することを想像することは可能だろうか。

自らを核武装国と主張する北朝鮮の状況はどうであろうか。北朝鮮は NSA を NNWS に提供する核武装国なのか、それとも NSA を付与される NNWS であろうか。後者が正しければ、北朝鮮の非核化は東アジアで非核化地帯を実現するための前提条件となる。北朝鮮は、米国の消極的安全保証の一方的宣言を信じていないが、米国を含む多国間 NSA をどのようにして容認できるのだろうか。

こうした疑問は常に、おなじみの「ニワトリが先か、卵が先か」のジレンマにたどり着く。非核化地帯と核軍縮の構築の必要条件として信頼醸成が先に来るべきか、あるいは、NWS の NSA への約束が国家間の緊張緩和を推進し地域の核の脅威廃絶につながるのだろうか。

このジレンマに対処するため、宣言政策が効果的で信頼できるものとなる条件を特定することが必要である。

(2) ウクライナ問題の東アジア不拡散・軍縮への影響

ウクライナ問題は、米国とロシア間の新たな軍縮への取組みを抑制する可能性がある。このことは、主要核兵器国と非核兵器国の関係が、地域の安全保障に関わる国々の間に深く永続的な信頼感がない中でどのように方向づけられていくのかという点で、不拡散と軍縮における教訓を正しく、あるいは誤ってもたらすかもしれない。

1994年の安全保障に関するブダペスト覚書、1975年のヘルシンキ宣言、そして国連憲章など、さまざまな法的・政治的協定を無視したロシアの行動が、ソビエト連邦の分裂と結末に関係していたことを、国際社会は認識していた。ロシアの行動は、法的・政治的誓約の価値を著しくおとしめた。

ウクライナに対するロシアの圧力は、ロシアとウクライナの軍事力の不均衡やエネルギー依存におけるウクライナの脆弱性に根差していた。こうした侵害行為が「武装攻撃」であるかどうかを判断することはできないとはいえ、ウクライナの安全保障は深刻なダメージを受けた。

その結果、ウクライナが核兵器を断念する代わりに安全保障のメリットを手に入れたとする論法は、ロシアと、ロシアに核兵器を移転するその他の旧ソ連諸国との間の安全保障の取り決めの根底となる前提だった。ウクライナの超国家主義者は、ウクライナが独立時に核を手放したためにロシアに脅かされていると主張した。そうした発言は、核武装国の挑発または敵対的な態度と向き合う NNWS の脆弱性が、核の抑止力によって回復したいとの欲求があることを示唆している。よって、そのような弱い立場の NNWS は、他の NWS または自らが NWS になることによる安全保障の確保を模索したくなるだろう。

米国の拡大抑止の正式な合意下にある日本や韓国などのアジア同盟国の状況は、米国との法的な安全保障の取り決めがないウクライナの場合とは異なることを強調したい。米国はアジアの正式な同盟国の安全保障に対しては、より力を注ぐであろう。そのため、ウクライナ情勢への米国の対応を、日米関係に簡単に当てはめることはできない。

しかし、他のアジア諸国に目を転じると、米国も含めてどの国とも拡大抑止の取り決めを持たない国々が存在しており、中国による南シナ海における圧力と強引な行動に直面するフィリピンとベトナムもその中に属している。フィリピンは米国との事実上の同盟関係の再構築に動いているが、ベトナムはこれまでのところ、どの国とも安全保障協定を模索していない。また、北朝鮮がリビアの場合と同様にウクライナの運命からどのように教訓を学ぶかについても、注意深く見守る必要がある。

ロシアの行動が招いた安全保障の政治的・法的取組みへのダメージは、NNWS 諸国間の宣言政策に対する信頼性を阻害するおそれがある。宣言政策は、それが国家間の関係の浮き沈みに左右されない永続的な誓約と認識されれば、信頼醸成とその後のデタント並びに軍縮／脅威の軽減に効果的に寄与することができる。ブダペスト覚書の下でのウクライナへの安全保障の政治的誓約に対するロシアの違反は、宣言政策が容易に破られ法の下での原則が戦略的關係の平和と安定を保証するには脆弱であるとの印象を与えるかもしれない。

したがって、核軍縮を更に推進するための国際社会、特に NWS にとっての厄介な課題は、NWS による安全保障の合意に関する政治的・法的誓約に対する信頼を回復することにある。

(3) 核兵器の役割への人道的な課題の影響

核兵器の役割低減に関して、人道的な議論の高まりが核兵器の使用に影響を与えている事実に注目することも重要である。NPT 運用検討会議も含め、人道問題は過去のさまざまなフォーラムで議論されている。1996 年の核兵器の威嚇または使用の合法性に関する ICJ (国際司法裁判所) 勧告的意見は、「核兵器の威嚇または使用は武力紛争に適用される国際法の規則、特に人道的法律の原則および規則に一般的には違反するであろう」とした。しかし、国家の存亡そのものが危険に曝されるような自衛の状況については、核兵器の威嚇または使用の合法性が認められると結論付けた。

その後、2010 年の NPT 運用検討会議では、その最終文書に人道的懸念に言及する表現が初めて含まれた。その後、核兵器の人道的影響に関する会議が立ち上げられ、最初の会議は 2013 年 3 月にオスロで、第 2 回目は 2014 年 2 月にメキシコのナヤリットで開催された。第 3 回は 2014 年 12 月にオーストリアで招集される予定である。国際社会はこの動きが、核兵器の使用、保有、生産、並びにその他の関連する活動を包括的に禁止する核兵器禁止条約の制定に発展すべきかどうかについて引き続き意見が割れている。そのため、核兵器の人道的議論の高まりの効果を評価するのは時期尚早だが、国際的な安全保障における核兵器の非合法化には確かに支援材料となっている。いずれにしても、目標政策（あるいは報復的目標政策へのタブー視の高まり）などの分野において、人道的配慮を重視する戦略的計画のニーズは当然高まってくるだろう。

4. 前進に向けた議題

現状では、米国と中国、並びにロシアが近い将来において、正式な軍縮合意につながる正式な話し合いの場を持つことは考えにくい。中国は、より高度な核攻撃能力を備えた信頼性の高い抑止能力の獲得に自信を深めるまでは、弾頭数、核分裂性物質の備蓄規模、弾道ミサイルの数や種類などの核兵器備蓄に関する数値的情報の開示には同意しないだろう。

中国が米国とロシアに対して劣っている状況を踏まえれば、同国が曖昧さや透明性の欠如により抑止力の確保に努めることは理解できる。だが、すべての核兵器国が核軍縮に関わることになれば、透明性の問題に対処することは不可欠であり、透明性なしには関係当事国は何から始めればいいのかを決めることはできない。

下準備として、下記にいくつかの検討課題をまとめている。

(1) 原則についての合意

- 相互の戦略的懸念を共有
- 米中関係における戦略的安定の共通する概念の策定、次に米・ロ・中の三国間関係、そして軍縮の原則構築のための共通点を確立する

- 軍縮に関する米中戦略対話の推進、両国によるより拘束力のある信憑性のある誓約。中国が参加するためのインセンティブの必要性。これは、軍事力の構造、核ドクトリン、戦略的目的と利益に関する相互理解における透明性に寄与するだろう
 - 米国のアジア同盟国の存在が、引き続き地域の安全保障における安定要素であることを踏まえ、拡大抑止における核兵器と通常兵器のバランスをリバランス
 - 非戦略的並びに政治的要素、具体的には脅威低減でのグローバル化したサプライチェーンを備えた経済の相互依存性
- 代替的な安全保障合意が成立するまでの安定化対策として、米国の拡大抑止（核兵器および通常兵器）の役割を共同で再確認することを含め、地域における NNWS を安心させる施策について検討
- 戦略的対話を開始するための最も適切な枠組み／フォーラムの特定

(2) 信頼醸成策

- NPT プロセスのための P-5 対話の継続と強化（現在、P-5 対話は専門用語と透明性の課題に対応）
- 核分裂性物質製造現場、ミサイル防衛サイトを含む核関連活動への米中相互訪問（米国同盟国がある程度関わる可能性）
- 新 START 義務の履行の一環として、中国を検査活動サイトに招待
- 中国の核分裂性物質の備蓄規模の発表
- 選別された戦略的資産への相互訪問（ICBM 固定サイト）